

# 西宮市立鳴尾小学校 いじめ防止基本方針

# 西宮市立鳴尾小学校いじめ防止基本方針

西宮市立鳴尾小学校

## 1 本校の方針

本校は、学校教育目標「みんな なかよく 力いっぱい」のもと、いずれはこの地域に戻ってくるであろう鳴尾っ子に自主自立の気風を育てることを方針とし、自尊心、他者理解、基本的な生活習慣、集団行動力等を身につけた児童の育成をめざしている。

全ての児童が安全な環境のもと安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は速やか且つ適切に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、明治6年に地域の学校として創立された。開校当時から地域とのつながりが深く、創立140年を超えた現在も、地域・保護者とともに児童を見守り、連携を深めている。

いじめを許さない学校づくりを推進していくために、人権教育を基盤に据え、ぬくもりのある子供を育てることに力を注いでいる。いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じらせるおそれのある絶対に許されない行為であり、この鳴尾小学校においても起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめをうけていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法(2013.6.28 公布)、第2条にはいじめについて次のように定義をしている。児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校においても、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

### (2) いじめの理解

#### ア いじめに見られる集団構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり、面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲からは見えにくい構造もある。

さらに直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャルネットワークサービスでのやり取りの中でつくられている関係についても留意する。

#### イ いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断す

るものとする。

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする等
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめの防止等の取り組み

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織

ア 「いじめ」対策委員会の構成員は次のとおりとする

校長 教頭 生徒指導主任 養護教諭 生活指導部

イ 「いじめ」対策委員会は次のような役割を担う

- ・ 防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

#### (2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行なう。特にすべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動の充実（心の教育の推進）

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、ボランティア精神を養い、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化

一人一人の子供たちの居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で、児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題解決や改善をはかったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 学習指導の充実 —授業づくりの改善と工夫—

児童一人一人に「確かな学力」をつけるための指導の在り方について研究し、実践する。授業においては、一人ひとりの子供ができる喜び・わかる喜びが実感できるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

#### オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、定期的に情報交換をしたり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

#### カ インターネット上のいじめ防止

児童にソーシャルネットワーキングサービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

### (3) 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

#### ア アンケートの実施

生活アンケートを毎学期実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心を吐露しやすい環境をつくる。(回答の時間を十分確保する。学級担任はいじめアンケートの結果を集約し、生徒指導主任に報告し、生活指導担当から全職員に情報が渡るようにする。)

#### イ 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。また教育相談部を中心にいじめを訴えやすい環境の整備に努める。

### (4) 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

#### ア 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する。

#### イ 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

#### ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等外部組織にも協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。またその際、対応したことを記録として残しておく。

#### エ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめをおこなった児童の保護者に必要に応じて提供する。

### (5) 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに甲子園警察に通報し、連携した

対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については適宜適切に連絡する。またこども家庭センターや少年サポートセンター等の関係機関との情報交換を適宜おこなう。

(6) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該児童およびその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(7) 教職員の資質能力の向上について

「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童としっかり向き合えるよう、年に3回事例研究を行い学級経営の工夫や、児童とどう関わっていくかを職員全員で考える場を設ける。

(8) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会・運営委員会・学級懇談会等の機会に情報交換を行う。

(9) 継続的な指導・支援

「いじめ対策部会」や外部からスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

(10) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、「いじめ対策部会」を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

## 4 重大事態の判断・報告

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態については、次の事項に留意する。>

◆「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害をおった場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

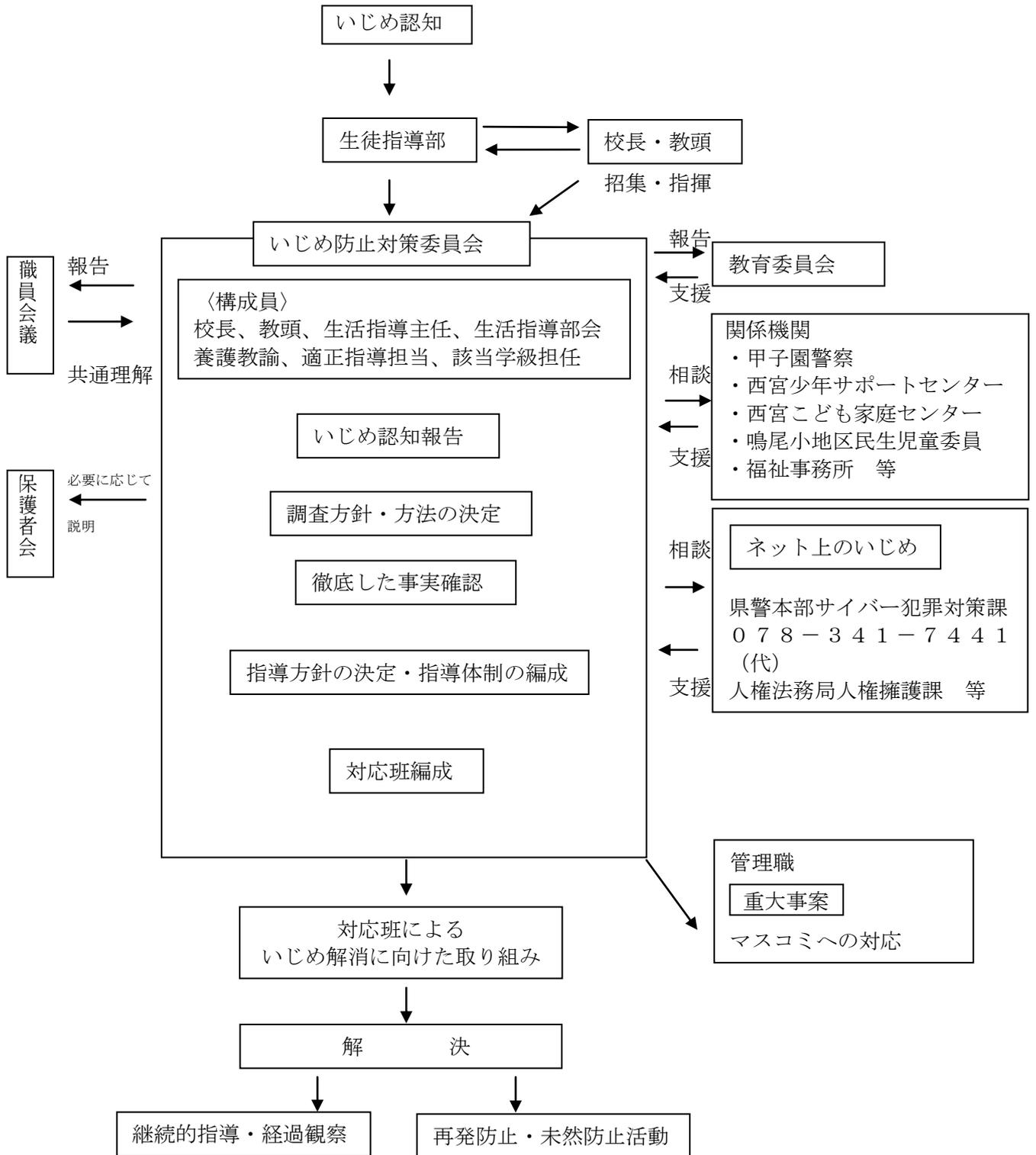
- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 「いじめ対策部会」が中心になって、事実内容を明確にするための調査にあたる
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。
- オ 事案によっては、西宮市教育委員会が設置する調査の為の組織へ協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても地域とともに取り組む必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、教育連携協議会、PTAでの各会議、学級懇談会等あらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ防止対策委員会」を中心に点検するとともに、必要に応じて見直しを図る。本方針の見直しに際し、学校全体で取り組むとともに、地域を巻き込んだ基本方針になるように保護者、地域等との対話を重ね、意見を積極的に聞くように心がける。

緊急時の組織的対応



- ・ 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。  
いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞きとり、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。  
必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- ・ 双方の保護者に説明する。
- ・ 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。

## いじめ早期発見のためのチェックリスト（鳴尾小）

いじめが起こりやすい，起こっている集団になっていませんか？

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている                | <input type="checkbox"/> 職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがある               | <input type="checkbox"/> グループ分けすると特定の子が残る   |
| <input type="checkbox"/> 些細なことでひやかしたりするグループがある          |   |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり他を寄せ付けない雰囲気がある |   |
| <input type="checkbox"/> 授業中，先生に見えないように消しゴム投げをしている      |   |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがっている子がいる |   |
| <input type="checkbox"/> 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある            |   |

いじめられている子はいませんか？

- 日常の行動，表情の様子
  - わざとらしくはしゃいでいる
  - 下を向いて視線を合わせようとしない
  - 早退や一人で下校することが増える
  - 腹痛など体調不良を訴え保健室へ行きたがる
  - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
  - いつも周りに合わせて，目立たないようにしている
  - おどおど，にたにたしている
  - 顔色が悪く，元気がない
  - 遅刻欠席が多くなる
  - ときどき涙ぐんでいる
- 授業中，休み時間
  - 発言すると友だちから冷やかされる
  - グループを作るとき孤立しがちである
  - 学習意欲が減退し，元気がない
  - 一人でいることが多い
  - 教職員の近くにいたがる
  - 忘れ物が増える
- 昼食時
  - 好きなものを友だちにあげる
  - 食事の量がへる
  - 他の子から机を少し離している
  - 食べ物にいたずらされる
- 清掃時
  - いつも雑巾がけやごみ捨てをしている
  - 一人で離れて掃除をしている
- その他
  - 持ち物が壊されたり，隠されたりする
  - 服に靴の跡がついている
  - 手や足などにすり傷やあざがある
  - 必要以上にお金を持ち，友だちにおごるなどする
  - 持ち物や机に落書きをされる
  - 理由もなく成績が大きく下がる
  - けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子はいませんか？

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている       | <input type="checkbox"/> 特定の子供にのみ強い仲間意識を持つ    |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える       | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌を取る     | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない     |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し，他の子供に支持を出す | <input type="checkbox"/> 他の子供に対して威嚇する表情をする    |
| <input type="checkbox"/> 他の子供に対してきつい言葉をつかう   |   |

# 年間指導計画表

鳴尾小学校

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ防止対策委員会 指導方針・計画作成	学級づくり	校外児童会 授業参観・懇談
5月	保護者向け啓発	校内研修会	家庭訪問 オープンスクール
6月	事案発生時	生活アンケート 鳴尾タイム	個別懇談
7月		事例研究会 学級経営交流会	
8月		人権研修 カウンセリングマインド研修	
9月	いじめ防止対策委員会	教育連携協議会	校外児童会
10月		人権学習参観・懇談	
11月	職員会議	生活アンケート 鳴尾タイム	個別懇談
12月		教育連携協議会	
1月		鳴尾タイム ネット犯罪防止講演会 生活アンケート	
2月		教育連携協議会・民生委員懇談会 学級経営交流会 ドリームタウン	授業参観・懇談
3月		いじめ防止対策委員会 本年度のまとめ	カウセリングマインド研修 事例研究会 6年生を送る会

生指連絡会(週一回)

放課後パトロール

兵庫型教科担任制の活用